

業務委託仕様書

業務名：令和 7 年度東大阪市防災倉庫物資運搬等業務委託

1. 目 的

本市は現在、東大阪市内に 4 地点の防災倉庫を有している。令和 8 年 2 月末には新たな東大阪市防災倉庫が完成する予定であり、今後発生した有事の際には必要な備蓄物資を安全かつ効率的に搬出入及び運用ができるよう配置等を考慮し、防災倉庫へ運搬することを目的とする。

2. 業務対象区域

搬出場所

東大阪市内日新高校	(東大阪市日下町 7 丁目 9 番 1 1)
花園倉庫	(東大阪市松原南 1 丁目 1 番 4 3 野球場スタンド下)
N T T 倉庫	(東大阪市稲葉 1 丁目 4 番 8)
春宮倉庫	(東大阪市荒本北 1 丁目 3 番 5)

搬入場所

東大阪市防災倉庫	(東大阪市荒本西 1 丁目 1 番 1 9 ※地番)
----------	----------------------------

3. 委託期間

契約日の翌日から令和 8 年 3 月 2 7 日（金）まで（完了検査含む）とする。

※委託期間の延長等は認めないものとする。

4. 業務実績および配置予定監督者

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間に、他の地方公共団体において、同等の内容の移転業務について、会社として完了した実績があること。

また、本業務を遂行するにあたり、別途発注しているパレットラック等のマテハン器材の購入・設置等について業務実施時期と重なり、詳細な打合せが必要となるため本業務における監督者を 1 名配置すること。また、監督者については発注者及びその他関係者と相互に協力し、円滑に作業を行えるよう指揮できるものでなければならない。加えて、下記の業務経験を有し、経歴書を提出すること。

- ・ 防災倉庫等における物資移転業務
- ・ 防災倉庫等においてロケーションマップの作成
- ・ マテハン器材の簡易操作マニュアルの作成
- ・ 在庫管理表の作成

5. 業務内容

本業務における業務内容は以下を標準とする。

(1) 業務計画書等の作成

業務実施にあたり、円滑に作業が行えるよう業務計画書を作成し、提出するもの。業務計

画書を作成する際には、工程表の作成や貸与される資機材の確認を含むものとする。

(2) ロケーションマップの作成

防災倉庫の床耐荷重 800kg/m² を守ったロケーションマップを作成するもの。また、ロケーションマップについては今後の物資の管理が容易にできるよう十分配慮し作成する。

(3) 在庫管理表の作成

防災倉庫内の全ての品目等における備蓄物資の寸法・重量の測定を行い、品目ごとに管理ができるようエクセル形式にて在庫管理表を作成する。

(4) マテハン器材の簡易操作マニュアル作成

本市で購入するマテハン器材（フォークリフト、ターレ、ハンドリフト等）の誰が見てもわかる簡易操作マニュアルを作成する。

(5) パレット及びネスティングラック等の荷受け

発注者が購入したパレット及びネスティングラック等の荷受け等、一連の作業を実施。また、荷受けの際、発注者からフォークリフト等の貸与は行わないものとし、受注者において荷受けに必要な資機材や人員等を手配するものとする。

(6) パレットへの荷積み・パレットラック等への格納

備蓄物資を市内の4地点の防災倉庫から東大阪市防災倉庫へ搬入し、本市で購入したパレットへの荷積みを行い、パレットラック等へ格納する。また、格納するにあたっては今後の起こりうる発災時や日常の備蓄物資の入れ替え等を考慮し、円滑に作業が行っていきけるような格納方法とすること。

格納する際のパレットについては発注者から貸与、フォークリフトについては受注者において準備するものとする。

(7) 写真撮影

パレットへの荷積み作業の際に、全ての備蓄物資について種類・購入年代等わかりやすく管理が行えるよう写真撮影し、(3)で作成した在庫管理表へ添付する。

(8) 備蓄物資の色分けフィルム（ストレッチフィルム）巻き

(5)を実施した際、備蓄物資の荷崩れ防止のために、分類ごとに色分けをしたストレッチフィルム巻きを施すもの。また、フィルム巻きの際には(6)で実施した写真と備蓄されている品目が一目でわかるよう、4面に印刷したものを貼り付けるものとする。必要なフィルム等の資材については受注者において全て準備するものとする。

(9) ダンボールのリパック

搬入の際に現存する備蓄物資の外箱に損傷が見られる場合には別途受注者においてダンボール（Wフルート耐水性以上の性能）を準備しリパックを実施するもの。必要個数については毛布の1,240ケース以上を想定している。品名等の必要な情報全てを受注者において調査し、外箱へ品名・年度等の必要な情報を印刷するもの。作業に必要な資材については受注者において全て準備するものとする。

(10)簡易テントのダンボールへの箱入れ

現在本市で備蓄している簡易テント（1088 袋）を個別のダンボールへ箱入れするもの。箱入れに際してはパレット積のネスティングラック（110基）へ格納できるよう、発注者と打合せを行い、作業を実施すること。ダンボール110箱については発注者からの貸与品とし、箱入れに必要な資材等については受注者において全て準備するものとする。

(11) ネスティングラックの組立格納

(5) で荷受けしたネスティングラックについて(5) で実施した備蓄物資をネスティングラックへ格納し3段積みで格納する。

(12) 関係者との打合せ

本業務を円滑に実施するにあたり、マテハン器材納入業者及び建築工事関係者との打合せが必要な際には率先的に誠意をもって対応するもの。

(13) 説明会の実施

(1)～(3) で作成した資料について本市危機管理室員へ向けた説明会を1回以上実施するもの。

6. 貸与品等

本業務では防災倉庫のエレベーター及びフォークリフトの貸与は行わないものとし、本市より貸与する物品は以下の物を標準とする。

- ① パレット（1100×1100×150、重量 16kg、四方差し/片面使用） 600枚
- ② パレットラック
- ③ ネスティングラック
- ④ 備蓄物資数量表
- ⑤ 簡易テント個包装用ダンボール(110組)

7. 協議・打合せ

業務遂行にあたり、本市との協議・打合せについて以下を標準として実施する。また、他関係者との協議・打合せは受注者において適宜行い、本市監督職員（以下、「監督職員」という。）へ報告するものとする。

- ・初回打合せ
- ・中間打合せ（2回）
- ・成果品の納入時の打合せ

打合せ回数の増数による請負金額の変更は認めないものとする。

8. 留意事項

(1) 本市で購入する（予定を含む）マテハン器材の納品時期については以下のとおり。

- ① フォークリフト（3月末納品）
- ② パレット及びネスティングラック（2月末頃納品）
- ③ パレットラック（2月末頃設置完了予定）
- ④ ハンドリフト類（3月末頃納品予定）

(2) 作業時間は平日の午前9時から午後5時までの間に実施することとし、時間外での作業が必要な際には監督職員と協議すること。

(3) 土日祝における搬出拠点での作業は一切認めないものとする。

(4) 受注者は本市との契約締結後、速やかに業務計画書を提出し発注者と協議すること。

(5) 搬入経路については監督職員及び建築工事関係者と協議し決定するもの。

(6) 本業務において主たる業務の再委託は禁止とする。

特 記 事 項

1. 契約希望者は、仕様書及び担当者の説明により仕様内容を十分理解した上で、見積を行うこと。仕様書は概略を示すものであり、これらに明記していない事柄であっても目的達成上必要と認められるものは、本契約に全て含むものとする。
2. 作業実施にあたり、仕様書、関係法令等を遵守し、事故防止に万全を期すこと。事故が発生した際には受注者の責において処理を行うものとする。
3. 運搬、搬入、開梱、組立、指定場所への設置等に関する費用は全て受注者の負担とする。また、納入作業時にはエレベーターの使用はできないものとする。
4. 防災倉庫内における配置レイアウト等について発注者と十分協議を実施したうえで配置を決定すること。
5. 床面の耐荷重制限は 800kg/m²までとするため、備蓄物資及びラックの重量等を鑑みたうえで備蓄物資を配置するものとする。
6. 作業に際して、壁または床等に適宜養生を施し作業を行い、養生を行った後は関係者を含めて確認を行うこと。また、建物等や第三者へ損傷を与えた場合は受注者の負担において現状回復及び補償を行うこと。
7. 作業後に発生した不具合等には、迅速に対応すること。
8. 作業に際して発生したごみ等に関しては、受注者が処理、清掃を行い、持ち帰ること。
9. その他
 - ① 本仕様書に沿えない場合は、速やかに担当者に照会し、発注者の解釈に従うものとする。また、契約後といえども、発注者において必要と認めた場合、変更を命ずることがある。
 - ② 業務履行場所における委託事業者の執務スペースや休憩場所の提供は無いものとする。
 - ③ 委託業務にかかる機密情報等のデータを複写・複製してはならない。
 - ④ 本業務で知り得た情報については履行終了後においても第三者へ漏らさないこと。
 - ⑤ 契約の履行に伴い発生した知的財産権は、全て本市に帰属するものとする。

位置図

